

Q&A

1.資格情報のお知らせについて

No.	Q	A
1	資格情報のお知らせだけで病院にかかることはできますか	できません。マイナ保険証と一緒に利用ください。
2	資格情報のお知らせの再交付について	負担割合の変更時等、記載内容に変更があった場合には、再交付が必要となりますが、資格確認書を交付している場合は資格確認書のみを再交付することとしてよいことになっています。
3	資格情報のお知らせを携帯していなくても、保険診療を受けることは可能ですか。	マイナポータルの「私の情報」やマイナポータルからダウンロードした資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能です。
4	「資格情報のお知らせ」をき損や紛失等した場合、再交付できますか。	できます。再交付の申請は、被保険者本人(被扶養者の場合は被保険者)から申請を行ってください。尚再交付の書類にはマイナンバーの下4桁は記載しません。 また、マイナポータルにログインし自身の資格情報が確認できる場合、再交付は必要ありません。 再交付申請書は2024年12月2日以降に当健保のホームページへ掲載の予定です。
5	資格情報のお知らせで個人番号の誤りが確認された場合、資格情報のお知らせの再交付は必要ですか。	個人番号以外の加入者情報について変更がなければ、資格情報のお知らせの再交付は不要です。
6	退職、転籍した場合、返却する必要がありますか。	返却の必要はありません。

2.健康保険証について

No.	Q	A
1	マイナ保険証とはなんですか	健康保険証としての利用登録が完了しているマイナンバーカードのことです。
2	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。	マイナンバーカードで医療機関等を受診した際、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。 医療機関等で高額な医療費が発生する場合、マイナンバーカードを保険証として使うことで、一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。
3	現行の健康保険証は使えなくなりますか。	2024(令和6)年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了します。再交付もありません。 マイナンバーカードを取得されていない場合、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が交付される予定です。 また、現在お手元にある保険証は、2025(令和7)年12月1日まで使用することはできます。
4	全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用できるシステムは、令和5年4月1日より、保険医療機関・薬局において導入が原則として義務づけられており、順次導入が進められています。 また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示されています。
5	マイナンバーカードを保険証として利用することで窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	・健康保険被保険者証 / 高齢受給者証等 ・被保険者資格証明書 ・限度額適用認定証 / 標準負担減額認定証 ・特定疾病療養受療証等の持参が不要となります。 なお、限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後カードリーダーが導入された医療機関であれば、原則として申請なしに限度額が適用されます。
6	マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。	カードリーダーが設置導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。設置がない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。